

告 示

埼玉県告示第八百三十七号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めたので、告示する。

令和七年十月三十一日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 許可番号

第二〇二四―一五―〇号

二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県児玉郡神川町大字二ノ宮字西塚原百五番三外四十三筆

三 雨水流抑制施設の容量

容量七百八十三・一八立方メートル